



厚生労働省発保第0213001号  
平成20年2月13日

中央社会保険医療協議会  
会長 土田 武史 殿

厚生労働大臣  
舛 添 要 一

### 諮 問 書

(平成20年度診療報酬改定における個別の診療報酬点数の算定項目が分かる明細書の交付の一部義務化、処方せん様式の変更等について)

健康保険法（大正11年法律第70号）第82条第1項及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）及び老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費及び保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準（昭和58年厚生省告示第14号）をそれぞれ別紙1、別紙2及び別紙3のとおり改正することについて、貴会の意見を求めます。

別紙 1

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）  
（案）

改 正 案	現 行
<p>（<u>領収証等</u>の交付）            第五条の二 （略）  <u>2 厚生労働大臣の定める保険医療機関は、前項の場合において患者から求められたときは、当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。</u></p> <p>（診療の具体的方針）            第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、前十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。            一 診察            イ （略）  <u>ロ 診察を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合については、この限りではない。</u>  <u>ハ～ホ</u> （略）  <u>ヘ</u> <u>ホ</u>によるほか、各種の検査は、研究の目的をもって行つてはならない。ただし、治験に係る検査につい</p>	<p>（<u>領収証</u>の交付）            第五条の二 （略）</p> <p>（診療の具体的方針）            第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。            一 診察            イ （略）</p> <p><u>ロ～三</u> （略）  <u>ホ</u> <u>三</u>によるほか、各種の検査は、研究の目的をもって行つてはならない。ただし、治験に係る検査については、</p>

ては、この限りではない。

二 投薬

イ～ハ (略)

ニ 投薬を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。

ホ～ト (略)

三 (略)

四 注射

イ (略)

ロ 注射を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。

ハ～ホ (略)

五～七 (略)

(歯科診療の具体的方針)

第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一 診察

イ (略)

ロ 診察を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合については、この限りではない。

ハ～ホ (略)

ヘ ホによるほか、各種の検査は、研

この限りではない。

二 投薬

イ～ハ (略)

ニ～ハ (略)

三 (略)

四 注射

イ (略)

ロ～三 (略)

五～七 (略)

(歯科診療の具体的方針)

第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一 診察

イ (略)

ロ～三 (略)

ホ 三によるほか、各種の検査は、研

究の目的をもって行つてはならない。ただし、治験に係る検査については、この限りではない。

二 投薬

イ～ハ (略)

ニ 投薬を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。

ホ・ヘ (略)

三 (略)

四 注射

イ (略)

ロ 注射を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。

ハ～ホ (略)

五～九 (略)

究の目的をもって行つてはならない。ただし、治験に係る検査については、この限りではない。

二 投薬

イ～ハ (略)

ニ・ホ (略)

三 (略)

四 注射

イ (略)

ロ～ニ (略)

五～九 (略)

# 処 方 せ ん

(この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。)

公費負担者番号						保 険 者 番 号					
公費負担医療 の受給者番号						被保険者証・被保険 者手帳の記号・番号					

患 者	氏 名				保険医療機関の 所在地及び名称
	生年月日	明 大 昭 平	年 月 日	男・女	電 話 番 号
	区 分	被保険者	被扶養者		保 険 医 氏 名 <span style="float: right;">(印)</span>

交付年月日	平成 年 月 日	処 方 せ ん の 使 用 期 間	平成 年 月 日	特に記載のある場合 を除き、交付の日を含 めて4日以内に保険薬 局に提出すること。
-------	----------	----------------------	----------	--

処 方				
--------	--	--	--	--

備 考				
	後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更が 全て不可の場合、以下に署名又は記名・押印  保険医署名			

調剤済年月日	平成 年 月 日	公費負担者番号				
保険薬局の所在 地及び名称 保険薬剤師氏名	(印)		公費負担医療の 受給者番号			

- 備考 1. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。その際、処方薬の一部について後発医薬品への変更と判断した場合には、当該薬剤の銘柄名の近傍にその旨記載することとし、「保険医署名」欄には何も記載しないこと。
2. この用紙は、日本工業規格 A 列5番とすること。
3. 療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当氏名」と読み替えるものとする。

別紙 2

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）（案）

改正案	現行
<p>（後発医薬品の調剤） <u>第七条の二 保険薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。</u></p> <p>（調剤の一般的方針） 第八条 （略）</p> <p><u>2 保険薬剤師は、調剤を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。</u></p> <p><u>3 保険薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が次条に規定する厚生労働大臣の定める医薬品である場合であって、当該処方せんを発行した保険医等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、保険薬剤師は、後発医薬品を調剤するよう努めなければならない。</u></p>	<p>（調剤の一般的方針） 第八条 （略）</p>

別紙 3

老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費及び保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）

改正案	現行
<p><u>高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準</u></p> <p>（<u>領収証等の交付</u>）            第五条の二（略）  <u>2 厚生労働大臣の定める保険医療機関は、前項の場合において患者から求められたときは、当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。</u></p> <p>（診療の具体的方針）            第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から前条までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。            一 診察            イ（略）  <u>ロ 診察を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければ</u></p>	<p><u>老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費及び保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準</u></p> <p>（<u>領収証の交付</u>）            第五条の二（略）</p> <p>（診療の具体的方針）            第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から前条までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。            一 診察            イ（略）</p>

ならない。ただし、緊急やむを得ない場合については、この限りではない。

ハ・ニ (略)

二 (略)

三 投薬

イ～ハ (略)

ニ 投薬を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。

ホ～ト (略)

四 (略)

五 注射

イ (略)

ロ 注射を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。

ハ～チ (略)

六～八 (略)

(歯科診療の具体的方針)

第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一 診察

イ (略)

ロ 診察を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。ただし、緊急やむを得な

ロ・ハ (略)

二 (略)

三 投薬

イ～ハ (略)

ニ～ハ (略)

四 (略)

五 注射

イ (略)

ロ～ト (略)

六～八 (略)

(歯科診療の具体的方針)

第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一 診察

イ (略)

い場合については、この限りではない。

ハ・ニ (略)

二 (略)

三 投薬

イ～ハ (略)

ニ 投薬を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。

ホ・ヘ (略)

四 (略)

五 注射

イ (略)

ロ 注射を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。

ハ～チ (略)

六～九 (略)

(後発医薬品の調剤)

第二十九条の二 保険薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

(調剤の一般的方針)

第三十条 (略)

2 保険薬剤師は、調剤を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。

ロ・ハ (略)

二 (略)

三 投薬

イ～ハ (略)

ニ・ホ (略)

四 (略)

五 注射

イ (略)

ロ～ト (略)

六～九 (略)

(調剤の一般的方針)

第三十条 (略)

3 保険薬剤師は、処方せんに記載された  
医薬品に係る後発医薬品が次条に規定す  
る厚生労働大臣の定める医薬品である場  
合であつて、当該処方せんを発行した保  
険医等が後発医薬品への変更を認めてい  
るときは、患者に対して、後発医薬品に  
関する説明を適切に行わなければならない  
。この場合において、保険薬剤師は、  
後発医薬品を調剤するよう努めなければ  
ならない。